

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 216 回

なかなか前が開けてきません。厳しいですね。
しかし、どちらにしろ我々は生き残らなければなりませんね。
ではどうやって事業を継続するか、永続するか、それが問題だ！！ですね。
少し提案をいたします。参考にしてください。

- (1) わが社の事業内容の見直し、改革を行おう
 - (イ) 少しでも付加価値の高いビジネスを生み出そう
小資本でも行える事業で、これからも伸びそうな事業って何か
 - ① まず自分の持っている資格、能力を生かす
アウトソーシング、コンサルティング
 - ② 特許切れの商・製品を改良して販売
 - ③ 情報をまとめて生かして提案をする、情報提供業
 - ④ 人脈を生かした仲介業も重要だ
- (2) ではどうやってそういった変革機会に気がつくか
 - ① 法律の変化、産業構造の変化、人口構造の変化にたえず着目
 - ② 顧客の声、ニーズの変化に着目 ⇒ これこそ金の種だ
 - ③ 失敗から着目してねたを探る
 - ④ テレビ、ラジオの番組の中からちょっとしたヒントをもらう

ですね。そして日々勉強です。これが生き残る途ですね！！
がんばりましょう。

前田の《今人生を語る》第 122 回



リーダーの皆さんへ、ちょっと参考にしてください。
「社長の犯す過ちは、日食や月食のようなものであり、過ちを犯すと、従業員も知り合
いも、すべての人が注目する。だからこそ、それを改めると、今度はすべての人が尊敬し、
仰ぎ見るようになるものだ」
自己反省して、お互いを変えていきましょう！！

税制改正における住宅関連の制度の拡充・創設について

喜田 洋通

平成 21 年度税制改正により住宅ローン減税を大幅に拡充・延長するとともに、自己資
金での住宅投資についても新たな税額控除が創設されましたので、その概要を説明します。

1.住宅ローン減税の拡充

住宅ローン減税については、適用期限を 5 年間延長するとともに、一般住宅にかかる最
大控除可能額を 500 万円に引き上げ、特に長期優良住宅（いわゆる 200 年住宅）につい
ては過去最高水準を上回る 600 万円まで引き上げます。

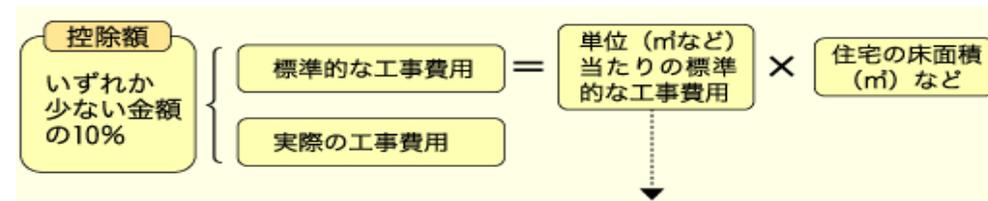
2.長期優良住宅に係る税額控除制度の創設

長期優良住宅（いわゆる 200 年住宅）の新築等をした場合に、その標準的なかかり増し
費用の 10%相当額をその年分の所得税額から控除できることとします（最大控除可能額
100 万円。その年分の所得税額から控除しきれない場合は翌年分の所得税額から控除可能）。
* 適用期限：長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日（平成 21 年 6 月 4 日）
から平成 23 年 12 月 31 日まで

3.住宅リフォームに係る税額控除制度の創設

自己資金により一定の省エネ改修工事又はバリアフリー改修工事を行った場合に、その
標準的な工事費用の額と実際の工事費用の額のいずれか少ない金額の 10%相当額をその
年分の所得税額から控除できることとします（最大控除可能額は 20 万円。ただし、太陽
光発電装置設置の場合は 30 万円）。
なお、バリアフリーリフォーム及び省エネリフォームの投資型減税（自己資金）又はロ
ーン型減税（借入金）や、住宅ローン減税を受けるためには増改築等工事証明書が必要に
なります。
* 適用期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで

〈控除額の算出方法〉



〈告示の例〉

- 内窓の新設（東京都の場合）・・・ 8,000 円/m²（床面積）
- 天井の断熱工事・・・・・・・・・・・・ 2,500 円/m²（床面積）